

甲州市生涯学習カルチャーバンク設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の優れた人材を甲州市生涯学習カルチャーバンク（以下「カルチャーバンク」という。）へ登録し、当該登録された者（以下「指導者」という。）が実施する講座等（以下「講座等」という。）により、生涯学習の推進及び市民の学習活動を推進することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 カルチャーバンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指導者の登録、更新、変更及び取り消しに関すること。
- (2) 指導者の情報の管理に関すること。
- (3) 指導者の活用推進に関すること。
- (4) 講座等を利用する者の利用申請及び利用決定に関すること。
- (5) その他カルチャーバンクの運営に関し必要なこと。

(登録の要件)

第3条 指導者として登録できる者は、本要綱の趣旨に賛同する18歳以上の個人（高校生を除く。）又は団体とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合は除く。

(登録等)

第4条 指導者として登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、生涯学習カルチャーバンク登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録ができるジャンルについては別表1のとおりとする。
- 3 教育委員会は、登録申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。
- 4 前項の規定により登録の決定をしたときは、甲州市生涯学習カルチャーバンク登録決定通知書（様式第2号）により、当該登録申請者に通知するものとする。

(登録の更新)

第5条 前条に規定する登録の期間は5年間とする。

- 2 教育委員会は、前項の登録期間が終了する指導者に対して、当該登録期間の終了する日が属する月の前々月までにその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた指導者は、甲州市生涯学習カルチャーバンク名簿更新(辞退)届(様式第3号)を当該登録期間の終了する日が属する月の前月末までに教育委員会に提出しなければならない。

(登録事項の変更)

第6条 指導者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに甲州市生涯学習カルチャーバンク登録変更届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 教育委員会は、指導者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 指導者から登録の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 登録申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とする講座等を行ったとき。
- (4) 指導者としてふさわしくない事由が認められたとき。

(対象者)

第8条 カルチャーバンクを利用し講座等を受講することができるものは、市内に在住又は市内の事業所に勤務する原則5人以上のグループとする。

(利用申請等)

第9条 カルチャーバンクを利用し講座等の受講を希望する者(以下「利用申請者」という。)は生涯学習カルチャーバンク利用申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、カルチャーバンク

の趣旨に反しない限り、その利用の決定及び利用申請者に対し適切な指導者を紹介し、生涯学習カルチャーバンク利用決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（経費の負担）

第10条 指導者の派遣に要する指導経費、食事代、交通費、材料費等の実費は、原則として前条に規定する利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が支払うこととし、額については、指導者と利用者が協議し、決定するものとする。

2 傷害保険の加入については、必要に応じて指導者と利用者が協議を行い、決定するものとする。

（登録情報の公表）

第11条 指導者の氏名、団体名称、活動内容等（以下「登録情報」という。）は、指導者の承諾を得たうえで、生涯学習カルチャーバンク指導者名簿（以下「指導者名簿」という。）として公表する。

2 指導者名簿は、甲州市教育委員会生涯学習課で作成し、当該課において整備、管理する。

3 登録情報については、カルチャーバンク以外に使用しないものとする。

（報告）

第12条 利用者は、講座等が終了したときは、速やかに甲州市生涯学習カルチャーバンク実施報告書（様式第7号）を教育委員会へ提出しなければならない。

（事故及び損害）

第13条 カルチャーバンクの利用に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は、責任を負わないものとする。

（事務局）

第14条 カルチャーバンクに関する事務局は、甲州市教育委員会生涯学習課に設置し、活用の相談及び運営事務にあたる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、カルチャーバンクの運営に関し必要な事項は、その都度協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。